

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 須佐 大樹

論文題目 Essays on Fiscal Competition under Representative
Democracy
(間接民主主義制度下における財政競争理論分析)

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院経済学研究科教授 小川 光

委 員 名古屋大学大学院経済学研究科教授 柳原 光芳

委 員 名古屋大学大学院経済学研究科教授 柳瀬 明彦

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要

(1) 本論文の目的

本論文は、市場統合に直面する各国の政治構造の変化と政治構造の国ごとの差異、および政治的プロセスを経て生じる政策の違いがもたらされるメカニズムを解明することを目的としている。資本や労働の移動自由化に象徴されるグローバル化の進展は、世界各国を様々な側面で深く結びつけるようになった。この変化は、人々の生活様式、企業の生産活動に変容をもたらすと同時に、一国の政治や政策も変わらざるを得ない状況を生み出している。本論文は、市場統合、とりわけ資本市場の統合を通じて各国の結びつきが強まる結果、間接民主制のもとで選択される国内の政策やその政策を選ぶ政治家のタイプがどのように変化するかを解明する研究である。

(2) 本論文の構成と内容

本論文は、第1章から第6章によって構成されている。

第1章「Introduction」では、本論文の目的および研究の社会的背景についての説明が詳細に展開される。市場統合の効果の分析にあたって、1980年代半ばより発展した財政競争理論を用いることが説明され、その理論に対して新政治経済学的なアプローチを組み入れることの重要性を示しつつ、本研究の概観が提示される。

第2章「Political Approaches to Fiscal Competition」では、財政競争理論研究が大きく発展するに至った歴史的・学術的背景が整理されている。その後、新政治経済学的な要素を取り込んだ財政競争理論に関する網羅的なサーベイを提供した上で、本研究のベース・モデルとなっている間接民主制を前提にした Ihuri and Yang (2009) の研究が紹介されている。

第3章「Strategic Delegation in Asymmetric Tax Competition」では、生産技術の水準が各国で異なる租税競争と、それを前提にした選挙における市民による戦略的な権限移譲について分析が展開されている。本章のモデルでは、ある国に属する市民の間には初期賦存資本量に差異が存在し、その差は政策決定者を選び出す際の投票行動に反映される。また、各国政府は自国内企業が生産に用いる資本に対して課税し、その税収を全ての市民に対して一括的に再分配する役割を持つが、選挙を通じて選出された政策決定者はこの課税率についての決定権限を持つ。市民、特に資本賦存量分布上で中位に位置する市民は、選挙の後に財政競争が生じることを知りながら選挙での投票に臨むわけであるが、この資本課税率についての決定権限を誰に（どれくらいの資本賦存量を持つ市民に）移譲するのかということが本章の論点となっている。

先行研究では対称的な2国を前提にした分析が展開されている一方で、本章の分析の特徴的な点は、生産技術（生産性）が異なる2国に分析を拡張していることにある。この拡張によって以下の結論を得ている。生産技術の水準が相対的に高い国の政策決

論文審査の結果の要旨

定者には、生産技術の水準が相対的に低い国の政策決定者よりも、資本賦存量分布上で低い位置にある（より低所得な）市民が均衡において選出される。また、より少ない資本賦存量を持つ市民を政策決定者として選出する国では、他国よりも税率が高く設定されることになり、より積極的な再分配政策を採用することが示されている。

第4章「Strategic Delegation in Public Investment Competition」では、移動可能な資本を奪い合うための政策が、資本税率から国内企業の生産性向上に寄与する公共投資に変更された上で、第3章と同様に、各国内で政策決定者として選出される個人のタイプが明らかにされている。政策決定者によって決定される政策が、多くの研究が想定する税率ではなく、公共投資量である点が本章の特徴となっており、この変更が均衡の性質を大きく変えることが示されている。

本章では、各国が対称である場合と国の間で生産技術に差がある場合に分けた結果が示されている。まず、対称性を仮定したケースでは、各国の政策決定者は、中位所得者に比べて高い所得を持つ者となる。他方、生産技術の水準に関して国ごとに差があるケースでは、技術に優れる国の政策決定者は相対的に技術水準が低い国の政策決定者よりも、資本賦存量分布上で相対的に高い位置にある市民が均衡において選出される。これらは、前章および先行研究とは大きく異なっており、同じ経済環境であっても何を政策変数として競争するのかによって選出される政策決定者および採用される政策内容が異なるという興味深い結論となっている。

第5章「Strategic Delegation in Asymmetric Tax Competition with Difference-in-Capital-Endowment」では、第3章で扱われたモデルにおける生産性の国ごとの違いに加えて、初期賦存資本量も国によって異なるケースの分析を行っている。これまでの分析では、その簡略化と非対称性が示す効果を明確に抽出するために、ただひとつの要素に関して非対称であることを仮定していた。本章では、現実を観察される国同士の多種多様な違いにより近づけたモデルで分析するために、初期資本の賦存量が異なるケースとして、特に、生産技術水準が高い国が相対的に大きな資本賦存量を初期的に有している状況に着目し、第3章で示された政策決定者の分布上の差異は、新しく導入された資本賦存量の非対称性によって縮められるか、あるいはより一層大きなものになるかという問いに答えを出している。

本章の分析によって、資本賦存量の非対称性が存在することの影響は、生産技術水準の非対称性と反対方向に作用することから互いの効果は打ち消し合い、政策決定者の分布上の位置は、生産技術についての非対称性が存在するケースと比較して、縮まり得るという結論が得られている。

第6章においては、前章までで得られた結果をまとめた上で、資本市場の統合によって影響される政策、および政策決定者として選出される市民のタイプがどのようなメカニズムによって決まるのかを整理した上で、残された研究課題を提示し、結びと

論文審査の結果の要旨

している。

2. 本論文の評価

市場統合の経済効果を分析する財政学・公共経済学研究における有用なツールである財政競争理論では、政策決定における政治的影響を捨象したうえで分析を行うというアプローチが一般的に採用されてきた。本論文では、財政競争理論が捨象してきた課題に正面から取り組む研究となっており、どのような市民が政策決定者として行動しているか、また、そもそもその政策決定者はなぜ政策決定者になり得たのかという点を理論的に解明している。1980年代後半に出現した新政治経済学的アプローチ、とりわけ多くの国で採用されている間接民主制のもとで政策決定者の選出問題を取り込んだ分析によって、財政競争理論を学術的に一歩進める研究として位置付けられるものである。

本論文について、特に評価すべき点として、次のような事柄があげられる。

第1に、従来はブラックボックスとして扱われてきた政策決定プロセスについて、精緻なモデル化によって内生的に取り扱うことに成功しており、財政競争研究における政府内部の意思決定に関する研究を理論的に発展させているといえる。従来の財政競争研究では、「慈悲深い政府」が標準的な仮定として置かれており、政策決定における政治的プロセスを一切無視した研究がなされる場合が多かった。しかし、現実を見れば、政策決定者は市民の厚生など全く考えていないとは言い切れないにせよ、一定程度利己的な行動原理があるであろうことは想像に難くない。さらに日本を含む先進諸国の多くは間接民主制のもとにあり、我々は選挙を通じて市民を代表する意思決定者として、政治家に政策決定権限を委ねている。これらを捨象すること無くモデル化し、従来の伝統的な財政競争のモデルに組み込むことに成功している点は評価できる。

第2に、先行研究で想定されている対称的な国同士の財政競争モデルについて、生産性や初期賦存量が異質な国同士の競争モデルに拡張することで、均衡における政策決定者のタイプと政策内容が各国でなぜ異なるかという問いに対して解答することを可能にしている点である。現実には観察される財政競争は明らかに異質性を含んだ国同士の競争となっており、理論を現実に近づける努力としても評価できる。

第3に、標準的なモデルで仮定される税を政策手段とした競争から、政策手段を拡張し、各国が生産性の引き上げにつながる社会資本投資を政策手段とした分析を行うことで、各国の手段の選択こそが均衡に大きく影響することを示した点である。法人税に代表される税を手段とした競争の弊害は広く認識されているところであり、法人税率の協調の試みがなされている。本論文は、かりに税率での競争が協調行動によって制限されたとしても、他の政策手段を用いた財政競争が展開されることになり、そ

論文審査の結果の要旨

のことによって、政策内容、および市民によって選ばれる政策決定者のタイプが大きく変わりうることを示すことに成功している。

本論文は、上述のように学問的に高く評価すべき多くの点を持っている。しかしながら、他方、次のような改善すべき点を含んでいることを指摘しておきたい。

第1に、本論文を通じて関数型が特殊な形で特定化されている点である。先行研究にも倣ったこのようなアプローチは、解析的に明瞭な結果を導くための分析方法としては、その役割を十分に果たしているといえるが、他方で、どこまで一般性を有する結果となっているのかという点については十分に答えることができない。より一般的な関数のもとで分析を展開することで、本章で導出している興味深い結果の頑健性の検証を行うことが期待される。

第2に、国ごとの非対称性や間接民主制を財政競争理論に統合するという試みは、理論と現実を近づけるものとして評価できるものの、それでもなお、全市民が被選挙権を有し、またその行使を拒否することができないと仮定するなど、現実的な観点からはやや疑問を残す仮定を残している点である。政治や選挙に付随する社会制約や選挙候補者の政策に関するコミットメント問題を取り込んだ分析まで踏み込む余地は残されていよう。

第3に、新たな理論モデルを構築することを通じて興味深い理論仮説を複数提示している一方で、実証的手法を用いてその仮説を検証するまで至っていない点である。全章を通じて非常にクリアな理論仮説を提示できていることを考えれば、計量経済学的手法を用いてこれら理論仮説の検証を行うことが期待できる。このことによって、市場統合が進む経済における各国の政治構造および政策内容に対して、定量的な情報を伴った政策提言につなげることができよう。

しかしながら、以上のような点は、今後、著者が研究を進める際の方向について期待する点を指摘したものであり、本論文の学問的価値を損なうものではなく、本論文に対する我々の評価を変えるものではない。

3. 結語

以上の評価に基づき、我々は本論文が博士（経済学）の学位に値するものであることを認める。

2015年2月18日

論文審査担当者

主査 名古屋大学大学院経済学研究科教授 小川 光
委員 名古屋大学大学院経済学研究科教授 柳原 光芳
委員 名古屋大学大学院経済学研究科教授 柳瀬 明彦